

令和 6 年 第 3 回 定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和 6 年 9 月 6 日 開会

令和 6 年 9 月 13 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和6年第3回奈井江町議会定例会

令和6年9月6日（金曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
 - ⑤令和5年度補助団体監査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 令和6年度に公表する健全化判断比率について
- 第 7 報告第 2号 令和6年度に公表する資金不足比率について
- 第 8 報告第 3号 令和6年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第 9 議案第 2号 奈井江町児童館設置条例を廃止する条例
- 第10 議案第 1号 令和6年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 認定第 1号 令和5年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和5年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（９人）

1 番	根 岸 一 志	2 番	星 厚 早
3 番	篠 田 茂 美	4 番	遠 藤 共 子
5 番	石 川 正 人	6 番	大 矢 雅 史
7 番	笹 木 利津子	8 番	大 関 光 敏
9 番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第 1 2 1 条により出席した者の氏名（1 4 名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町民生活課長兼会計管理者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教育委員会事務局長	遠 藤 友 幸
保健福祉課課長補佐	辻 脇 真理子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2 名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真由美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、令和 6 年奈井江町議会第 3 回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、1 番根岸議員、2 番星議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

●議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から 13 日までの 8 日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日から 13 日までの 8 日間に決定をいたしました。

日程第 3 議長諸般報告

(1 0 時 0 1 分)

1. 会務報告

●議長

日程第 3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、3番、篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和6年7月19日、調査事項、第3回臨時会に関する議会運営について、調査内容、①会期及び議事日程について、②議案審議について。

委員会開催日、令和6年9月2日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営について、調査内容、①会期及び議事日程について、②議案審議・審議順序について、③町政一般質問について、④決算審査特別委員会について、⑤請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑥会議案、調査について。

以上です。

●議長

ご苦労さまです。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、5番、石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。まちづくり常任委員会の所管事務調査報告を行います。

委員会開催日、7月9日、調査事項、調査第1号廃棄物処理について（現地調査を含む）、担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討した。説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしましては、本町におけるごみの搬出量は、人口減少の中、僅かな

がら減少傾向にあるが、人口１人当たりのごみの量は前年比を上回っている状況となっている。

ごみの分別方法、減量化については町民の協力が不可欠であり、啓蒙活動を行う中で、他市町との比較や具体的な目標数値を立てるなど、町民に当町のごみの量の現状を示すことも大事である。今後とも、ごみの分別や減量への周知方法の工夫に努め、進めていきたい。

不法投棄対策では、防犯カメラの設置や警察との連携により、減少傾向にあるものの、一部では改善されていない状況もあり、さらなる対策の強化に努力願いたい。

委員会開催日、８月１日、調査事項、調査第２号公民館・図書館の運営について、担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討した。説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしましては、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行した後は、公民館・図書館ともに利用制限の解除に伴い、利用者数が回復傾向にあるものの、感染症拡大前までの人数には達していない旨の報告がされたが、公民館講座、図書館事業などを工夫して事業推進を図っていることは、評価するものである。

また、公民館・図書館の維持管理では、クーリングタワーの更新、消防用設備や防災照明器具の交換など、計画的に修繕が行われているが、施設建設から四十数年が経過していることから、今後において大規模改修についての検討も必要と考えられる。

インターネットの普及により活字離れや図書館離れが進む中で、本年度からスタートした図書館キッズデーは、子どもの読書推進のほか、子育てをしている親に対しても読書の楽しさを伝えるような取組として大きく期待できる。引き続き読書推進の取組に努めていきたい。

委員会開催日、８月１９日、調査事項、調査第３号町税の賦課徴収状況と財政状況について、担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討いたしました。説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望については、主要税目の賦課状況については、個人町民税で給与所得者や農業所得者の所得割の減少などにより、課税額が減少したこと、法人町民税では主に製造業の法人税割が増加したことにより、課税額が増となったことが報告された。

税の徴収において、収入未済額が昨年度より若干増加したが、徴収率は昨年度より上回っており、コンビニ収納、スマホ収納も着実に増加し、様々な手法により徴収率の向上に努力されていることを評価する。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも徴収率の向上に努めていきたい。財政状況では、健全化判断比率の低下や財政調整基金残高の増加など、財政健全化に向けた兆しが見える一方で、役場庁舎建設工事などに伴う公債費の増加、町立国保病院の経営健全化などの課題もあることから、引き続き健全財政が堅持されるよう歳入確保と歳出削減に向けて努力していただきたい。

以上で、まちづくり常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

●議長

ご苦労さまです。

(広報常任委員会)

(1 0 時 0 8 分)

●議長

広報常任委員長、4 番、遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4 番

皆さん、おはようございます。それでは、私のほうからは広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、6 月 2 1 日、7 月 1 0 日、7 月 1 9 日、7 月 2 5 日の4 回の委員会を開催し、議会だより第 3 6 号の編集・校正を行い、8 月 1 5 日には議会だより第 3 6 号を発行いたしました。

また、7 月 1 9 日には、フェイスブック、Instagram への投稿について協議をし、7 月 2 3 日より各種委員会や研修会等の様子を投稿しております。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

4. 例月出納定例検査報告

(1 0 時 0 9 分)

5. 令和 5 年度補助団体監査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告及び令和 5 年度補助団体監査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第４ 行政報告（町長、教育長）

（１０時１０分）

●議長

日程第４、行政報告を行います。

町長。

（町長 登壇）

●町長

おはようございます。令和６年の第２回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

初めに、企画財政課の関係ではありますが、本年度の空知地方総合開発期成会への要望活動であります。７月９日に、北海道知事及び道議会等に対して、また加えて８月１日から２日に、道内選出の国会議員各省庁に対し、令和７年度の予算編成に向けて地方財政の充実強化、子育て支援策の拡充、さらには各種農業政策の充実など、空知地方の広域的、管内的課題について強く要望を行ったところであります。

次に、７月１２日から７月２０日までの期間に行った７１８（ないえ）の日ウィークでは、オープン札幌国際情報高等学校吹奏楽部のダンプレで飾っていただきました。このオープニングセレモニーは、小学生と中高生を対象にした芸術鑑賞会も兼ねて行われ、今年はそれらに加えて一般の方の鑑賞会も含め、三部構成で行われました。迫力満点の演奏に子どもたちは終始楽しそうに鑑賞し、一緒に踊る場面もありました。

このほかにも、ずどーんジョッキのアイデアコンテストやモルック大会なども行われ、奈井江町のＰＲや関係人口づくりにもつながり、奈井江町の応援団がさらに増えていくことを期待しているところであります。

また、報告書には記載されておりませんが、８月１７日には町の助成事業でありますまちづくりチャレンジ事業を活用した実行委員会主催の子ども盆踊りが開催されました。よさこいソーランや花火、キッチンカーなどの出店もあり、約２５０名の参加があったところであります。

先ほどのダンプレと同様に、子どもたちの笑顔はとても印象的で、思い出とともに心に残るものとなったと思われます。

次に、産業観光課関係では、熊対策についてですが、報道等にありましたとおり７月３０日に鳥獣被害対策実施隊として地元のハンターを含め１１名に対し、委嘱状を交付したところであります。これまでと同様にヒグマ出没時の現地確認やパトロール、問題個体の捕獲などを担っていただくこととなりますが、改めて町民の安全安心を守る体制が整ったところであります。

次に、８月１９日には、農業委員会の水稻作況調査が行われ、それに同行をいたしました。令和６年産の水稻は約１，１１３ヘクタールで作付をされておりますが、品種別

にはゆめぴりかが５１％、ななつぼしが２７％、きらら３９７が１４％の作付割合となっております。天候については７月以降恵まれまして、生育も平年より早めに推移しており、町内では既に稲刈りが始まっております。

北海道農政事務所が公表した８月１５日現在の作柄概況については、北海道はやや良となっており、品質ともに実り大きい出来秋を迎え、道内有数の米の主産地として一層の奈井江産米のブランド確立につながることを心から期待しているところであります。

次に、８月２４日の産業まつりであります。１日開催となって２年目を迎えましたが、昨年に引き続き札幌国際情報高等学校のダンプレに加えて、今年は開町８０周年を記念して花火大会が拡充して行われ、約３，８００名にご来場をいただき、盛会のうちに開催することができました。

昨年から再開され、少しずつ新たなイベントにチャレンジをしながら行っているところでありますが、これらも町内外を問わず多くの方に関わっていただきながら、共に作り上げていきたいと考えております。ご協力いただきました関係団体の皆様には、心から感謝を申し上げます。

最後になりますが、行政報告に記載がありませんが、国民健康保険病院敷地内調剤薬局事業所の撤退に関する経過について報告を申し上げます。診療報酬改定の影響を受け、３月に撤退の意向が示された以降、国に対し地域の実態を訴えとともに、報酬改定の内容確認や継続するための取組の検討をする中で、６月には撤退についての最終的な考えとスケジュール案が示され、その折に私から町民へのお知らせや今後の対応を進めていくためにも、撤退の期間の延期について再考を求めたことについて、さきの定例会でも報告をさせていただいております。

その後、閉局時期や既存の施設対応等について協議を重ねた中で、７月１６日には閉局時期を８月３１日から１０月３１日とし、土地使用契約解除期間については１２月末とする最終的な考えが示されました。このような中で、町では既存の薬局施設を活用可能とした公募型プロポーザルを行いましたが、参加事業所がないことから、現状回復により土地使用契約の解除を行うことが決定いたしております。

医療機関や薬局に関する制度から、特定の薬局に関する対応、特別な対応ができず、閉局後においては他の薬局で薬を受け取っていただくことになります。町民の皆さんには閉局に関するお知らせを行うとともに、薬局に関する相談など側面的支援をしっかりと行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

（教育行政報告）

●議長
教育長

(教育長 登壇)

●教育長

定例会出席、大変お疲れさまでございます。それでは、私のほうから令和6年第2回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

報告書の2ページをご覧ください。

7月23日、親学セミナーを実施しております。今年度は、外部講師を迎えて小学生の保護者を対象とする性教育の講座を実施しております。今やインターネットを通じて、意図も簡単に性に関する様々な情報や動画などが視聴できる状況にあって、保護者の皆様がどう子どもに声をかけ、関わり、そして命の大切さや異性への配慮などについて伝えていくかといった実践的なセミナーを行ったところであります。

セミナー全体としては25名のご参加がありましたものの、その多くが小学校や教育委員会の関係者であり、保護者は全体の4分の1程度にとどまったことは、少し残念なところであります。

7月30日、「朝カツwithななかま」と題し、8月9日までの8日間にわたって約100名の児童が夏休みの宿題のほか、たくさんの学生ボランティアや株式会社砂子組さんなどの民間企業の方にもお手伝いをいただきながら、様々な体験学習を行っております。子どもたちにとってとても充実した夏になったと考えているところであります。

なお、例年、公民館で実施をしてきた朝カツであります。6月下旬に小中学校のエアコン設置が完了していたため、奈井江小学校をメイン会場として使用しております。また、日頃よりななかまで使用している公民館2階の会議室等々につきましては、学校に引き続きエアコンの設置工事が行われているところでありまして、次年度からということになりますが、快適な学習環境が確保できる予定となっているところであります。

最後にもう一点、報告書にはありませんが、全国学力学習状況調査の結果について報告をいたします。奈井江の子どもたちと全道、全国の子どもたちとの正答率の比較につきましては、奈井江小学校では国語は全道と同数、全国とは僅か0.7ポイント低いにとどまったものの、算数は全道、全国ともに10ポイント以上の差が開いているところであります。奈井江中学校では、国語で6ポイント、数学で12から13ポイント下回っている状況であります。

本調査につきましては、同じ子どもを追跡調査しているわけではないので、単純に昨年との差を比較するわけにはいかないというふうには考えておりますが、一方で調査結果から見えてくる傾向やその対策については、既に両学校でしっかり分析を行っており、不得意分野の克服や次年度以降の学校経営計画に反映していく予定になっております。

なお、全国学力学習状況調査の内容につきましては、後日、広報ないえなどを通じて詳細に報告をさせていただく予定をしております。

以上、教育行政報告を終わります。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時21分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 2番 星議員の質問・答弁)

(10時22分)

●議長

2番、星議員。

(2番 登壇)

●2番

おはようございます。2番、星厚早です。それでは、通告に従い、私からは大綱1点、町営の合葬墓の設置について質問したいと思います。

NHKが2024年1月から2月にかけて、首都圏の1都3県と人口が10万人以上の人を合わせて97自治体に公営墓地についてのアンケート調査を行いました。その結果、自治体が設置する公営墓地で複数の遺骨を合同で収める合葬墓と言われる墓の数が、この20年間で4倍に増えています。

22年9月の調査で、北海道での合葬墓設置自治体が建設中のものを含めると50自治体に上っています。これはもう一部の都市周辺で起こっていることではなく、時代の流れではないかと言えます。

遺骨の埋葬は自治体が設置する墓地や民間の霊園、寺院の納骨堂などに収めることとされていて、これまでは家族単位で埋葬することが一般的でしたが、少子高齢化の進行、核家族化、継承者の家庭事情等から、お墓の管理が、また継承が難しく、ほかの墓地や納骨堂に移す改葬や、生前にお墓を撤去して更地に戻す墓じまいをする方も増えています。

そして、遺骨の埋葬先の選択肢の一つとして、血縁関係のない方と一緒に埋葬する合葬墓を利用する方が増えてきています。合葬墓に関して奈井江町や近隣の浦臼町、新十津川町、砂川市のお寺のご住職に自ら身を運んで、意見やその思いを聞き取りいたしました。

その結果として、約9割のご住職が今の時代に公共の合葬墓はあっていいですねと回

答が得られました。そうしたニーズに対応して、宗教にとらわれない埋葬として、自治体が管理運営する合葬墓を整備する動きが少しずつ広がってきています。近隣では、砂川市、深川市、赤平市、滝川市が合葬墓を設置しており、沼田町も現在整備中とのことです。

また、物価高騰で経済的に困難な人、特に独り暮らしの高齢者にとっても、その選択肢の一つとして安心できるのが合葬墓です。今こそ合葬墓の開設を早急に検討すべき課題ではないでしょうか、町としてのお考えを伺いたいと思います。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

星議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のとおり少子高齢化、核家族化が進行するとともに、子どもたちが進学や就職を機に転出した後、町に戻らないことが多くなったという社会環境の変化の中で、先祖から引き継いだお墓の継承や弔い、供養の在り方が変化をしてきており、お墓を守ることができない世帯が徐々に増えてきています。

また、自ら子どもに負担をかけたくないと考える方が増えたり、経済的な事情からお墓を設けることが困難な世帯も増えていると認識をしています。合葬墓は、お墓の継承に悩む人が増えていることや、お墓に対する考え方の多様化に対応するべく道内各地で建立されることが増えており、ご指摘のとおり空知管内でも砂川、滝川、深川、美唄、三笠、岩見沢、それぞれの市で建立されておりますし、町では長沼町において設けられており、沼田町でも来年の春、供用開始に向けて工事が始められたということであります。

当町への合葬墓の有無の問合せについては、墓じまいに伴うものを含めて年に一、二件程度があり、これは潜在的な需要の現れであるというふうに捉えております。また近年、墓じまいに伴って町営墓地の区画の返還も増えて、新たに使用許可を与える件数を大きく上回る状況になっております。

墓じまいの際には、埋葬されている方のご親族がお住まいの市町村に改葬されるケースが大半であるものの、改葬先が埋葬されている方の生まれ故郷である事例も見られることから、奈井江の地で弔ってあげたいと考える方の需要も一定数あるものというふうに考えています。

合葬墓の認知度が増して、今後さらに設置の要望も増えると考えられますし、経済的に困難な方にとっても選択肢になり得るなど、合葬墓の建立の必要性については十分認識をしているところでありますが、葬祭場の取り壊しと跡地利用を考える中で、引き続き情報収集に努めるとともに、他の自治体における事例を参考にしながら、奈井江町に

適した形を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(1 0 時 2 8 分)

星議員。

● 2 番

合葬墓の設置に関しては、やはり今町長も言われましたが少子高齢化、そして墓を守る跡継ぎがいなくなって、先祖代々からのお付き合いされているお寺さんとの関係の中で墓じまいをされる方にとっては、本当に断腸の思いで決断されることだと思います。

そういった人たちの思いも十分酌み取りながら、今各自治体が進めている公共の合葬墓の早期の設置がやはり急がれていると思います。また、この合葬墓の設置に関してはやはり奈井江町内のお寺のご住職の方と意見交換をするなど、必要なことではないかと私は思います。その点を含めて、再度町長にお考えを伺いたいと思います。

●議長

(1 0 時 2 9 分)

町長。

●町長

今の再質問の趣旨としては、町内のお寺の意見を聞けばということだと思いますが、既に町内において合葬墓を設けている寺院もございますし、今議員がご指摘の状況というのは議員自身が近傍の寺院を訪ねられたということでありますけれども、このことについてはおそらく共通した認識だと思っておりますので、あえて私から各宗派の方に問いかけをするという意識はございませんし、議員ご指摘のとおり、今おそらく議員は仏教を前提として語られていると思いますが、いろいろな宗教がある中で、その考え方について今その方たちに問うということについて、私自身考えておりませんので答弁とさせていただきます。

●議長

(1 0 時 3 1 分)

星議員。

● 2 番

合葬墓に関しては、やはり準備ができています。いつでもご利用くださいという前向きな姿勢が必要な段階ではないかと思います。早期の設置をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、星議員の一般質問を終わります。

(2. 1 番 根岸議員の質問・答弁)

(10時32分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

1 番、根岸議員。

(1 番 登壇)

●1 番

おはようございます。1 番、根岸一志です。それでは、通告のとおり私からは大綱 2 点質問させていただきます。

まずは、奈井江町における今後の観光についてですが、奈井江町において昨今、まちじゅう音楽プロジェクトゆめぴりかフェスやティラノサウルスレースなど、新しい取組や観光協会主催で行われているさくら祭りも、年々知名度が増し、来場者が増えている現状があります。

また、先日行われた産業祭りも先ほどありましたが、町内外からも多くの来場者が見えられているということと、行政報告にもありましたが 7 1 8 (ないえ) の日ウィークなど、キャッチフレーズのずどーんを含め、奈井江町への認知度や関係人口は徐々に増加しているのではないかと思います。

また、先月 8 月 23 日に、空知振興局より発表された空知管内の令和 5 年度の観光入り込み客数が 1,274 万 4,000 人と昨年と比べて 10% 増、コロナ前の令和元年の 1,232 万 3,000 人を超える 3.4% の増となったと発表がありましたが、奈井江町に関しては 18 万 1,600 人、前年度の 13.8% と増加したとあるものの、空知管内 24 市町中 20 位でした。

空知管内上位 5 位ですが、1 位、長沼町 214 万人、2 位、砂川市 147 万人、3 位、芦別市 104 万人、4 位、三笠市 102 万人、5 位、深川市 101 万人と、単純に地域資源なども違う中で、近隣市町と比べることが正しいとは言えませんが、2 位に隣町の砂川市、同じ中空知の芦別市が 3 位と、この地域に人が来ていないというわけではなく、多くの観光客が近隣地域に訪れているということは、奈井江町にとってもチャンスだとは思っております。

国内のみならず、インバウンドなど外国人観光客需要も盛り上がりを見せている中で、今後のまちづくり計画の改定もありますが、奈井江町における観光に対しての考えをお聞かせください。

●議長

(10時35分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

根岸議員からの、観光政策に関する考え方というような捉えでよろしいですか。

今、日本の総人口が減少している中で、少子高齢化による地域経済活動の縮小が予想されています。観光による交流人口、関係人口の拡大によって、消費による地域経済の活性化が図られるという方で考え方も当然ありますし、観光はその中でも様々な分野に関わる裾野の広い産業であり、雇用の創出など地域全体に幅広い経済効果をもたらすことが期待されているというふうに考えております。

これはもう20年ぐらい前になろうかと思えますけれども、北海道がどういう形で経済の振興を図るかといったときに、まさに今申し上げたとおり観光という一つの産業だけではなくて、それが農業だとか工業だとかいろいろな裾野サービス業全体に関わることで、裾野が広いことで地域全体の活性化につながるであろうということで、北海道そのものの経済振興の中に大きな柱として位置づけられてきているということでありますから、この認識については私も同様の考えを持っております。

本町の観光につきましては、道の駅はにわ山森林自然公園などの観光施設のほかに、観光イベントとして産業祭りをはじめ、商工会が主体となったふれあい祭りや冬祭り、また観光協会によるさくら祭りなどが開催されており、地域おこし協力隊によるゆめぴりかフェスやティラノサウルスレースなどが開催されているほか、町内外の多様な方々が主体となり、町の助成事業でありますまちづくりチャレンジ補助金を活用した多くのイベントが開催されております。

そして、それに伴って町内外から多くの方々が参加していただき、町のにぎわいや活性化につながっているというふうに感じております。現在、個人旅行や外国人観光客の増加など、時代の移り変わりとともに人々の旅行形態、旅行者のニーズが複雑化し多様化しておりまして、改めて地域の観光資源を最大限に生かした魅力ある観光地をつくる取組が求められておりますが、本町におきましては既存施設を含めた観光資源の適切な管理と、ブラッシュアップすることによって最大限に活用するほか、潜在的な魅力ある地域資源の発掘、情報発信の強化に向けて観光協会や地域おこし協力隊、町民の皆さんをはじめとする町内外の多様な関係者も含めて、地域が一体となって取り組んでいくことに、民間団体などが開催するイベントへの支援や協力についても継続をしていきたいというふうに考えております。

議員も先ほどの質問の中で評価をいただきましたけれども、いろんな形で町の人たちが今試みをスタートさせたことだというふうに認識をしておりますので、これを奈井江の形でどう広げていくか、深めていくかということが一番求められることなのかなというふうに認識をしています。

そういう意味も含めてですが、現在第7期のまちづくり計画の策定に向けて、町民の

皆さんからの意見も踏まえまして、各種事業の検討を行っております。今後における交流人口、関係人口の拡大に向けて、まちづくり町民委員会などの意見も伺いながら、本町の様々な観光資源を生かした取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長

(10時39分)

根岸議員。

●1番

今ほどの答弁の中で、農業だったり商業だったりとか、そちらと関連する観光ということでアグリツーリズムとかも今進められている中ではありますが、既存のイベントもある中で、やはり観光協会、商工会等もそうですけれども、イベントの今までの担い手が高齢化し減少しているという中で、先ほど地域おこし協力隊等も協力してイベントを開催しているという中で、例えばですけれども、イベントを担当するような協力隊を、そのイベントに対してバックアップとして、そこに輩出するというような考え等、既存のイベントをバックアップしていくようなお考えは町長の中でございますでしょうか、ご回答願います。

●議長

(10時40分)

町長。

●町長

質問の趣旨が、すみません。ちょっと漠然として分かりにくいんですが、そういう部署を設けるとか、そういうことなのかどうか、分かりませんが、私としての考えは、今生涯活躍の町の事業の中で、いろんな形でのワーキングチームといいますか、活動するチームを動かしています。

そして、協力隊の皆さんが中心となって、いろんな仕掛けをしていただいて、そこに繰り返しですけれども、町民の皆さんが積極的に関わってきていただくことも本当に増えていると思っています。

町内でのイベント、本当に毎週とまではいいませんが、月に2回、3回と色々な形でイベントを今、仕掛けていただいて、これはまさに今までの奈井江町のイベントは、町民の皆さんがどういう形で楽しむかということだったわけですが、これを町外の人を対象にといいますか、町外の人たちに奈井江町の存在を音楽であったり、色々な形で認知してもらうということに若干シフトを変えながら、仕掛けていただいているというふうに思っておりますし、それに対して役場庁舎内の職員がそれぞれの立場で関わりながらやってきて、今年はとりわけこれに町民の皆さんの積極的な参加が見られるというふうに思っております。

そんなことで、それをまたそういうことを今度横つなぎにするという意味で、にぎわ

いをどうつなげていくかということでのチームを今年、協力隊の皆さんも含めた庁内のスタッフの中で今つくらせていただき、そこに民間の人たちにも入っていただくような仕組みで今動き始めております。

要は、形をつくるというよりも、実態を伴って町の人たちがどれだけそこに自らのこととして関わってもらえるかということが、持続的なにぎわい、持続的な町の発展といえますか、まちづくりに対するものにつながると思っておりますので、時間がかかるかもしれませんが、しっかりと根を生やせるような政策、実践をしていきたいと考えております。

●議長

(10時42分)

根岸議員。

●1番

今ほどありましたように、町の方々、主体的に持続可能な観光のイベントをこれからも継続していくという中で、やはり先ほど申したように、今まで担っていた方の減少ともありますので、そういった面では地域おこし協力隊などの力を活用しながら、既存のイベントに対しても注力していただきたいと思う中で、やはり奈井江町を訪れる観光客が増えることによって、地元の店舗にも寄ってみようっていきなり消費が増えたり、人の流れが増えたことによって、奈井江町で商売をしてみようという方も増えたり、移住定住につながる可能性もあります。

人口も減り、商業産業も衰退する中で、関係人口を増やすことで奈井江町を活性化させる。そのためにも観光対策は重要課題とは思いますので、そういったような今までの資源のブラッシュアップだったりとか、なかなかハード面では建設等も難しいと思いますが、まだまだ資源がたくさんある中で、観光へのご注力だったりバックアップをしていただきたいと思いますので、1つ目の質問に関してはこれで終わらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、2番目の質問へと変えさせていただきたいのですが、大綱2番について空き家対策についてですが、こちら解体費助成について、以前に移住定住対策について一般質問させていただいたときに、既存住宅の解体をしてそこに家を建てるときには、新築助成金を当てることができるという回答をいただきましたが、人口減少する中で空き家を取り壊して新築する件数がどれほどあるのか、昔みたいに人口が増えてどんどん新築住宅が建つ時代ではなく、人口減少により空き家や空き地の増加のペースが早く、奈井江町でも160件ほどの空き家を把握しているとお伺いいたしました。

土地の需要も少なくなってきたり相場も下落し、ゼロ円物件などという取組もあるように、売ることも手放すこともできなくなっている建物や土地も増えてきております。また、今年4月から相続登記が義務化されたことにより、相続した土地建物について遠くに住んでいて利用する予定がない、周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけれども負担が大きいといった理由により、ますます土地や建物を手放したいというニーズが

高まっています。特に奈井江町の場合は、相続不動産の相続人が奈井江町から離れて暮らしているケースが多く見受けられます。このような土地や建物が管理できないまま放置されることで、将来、所有者不明土地が発生することを予防するため、相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする相続土地国庫帰属制度が、今年の令和5年4月に創設されました。

その一定の要件の中には、建物が建っていない更地で土地の境界がはっきりしていることなど要件となりますが、解体費も年々高騰し、解体前の石綿——アスベストの調査も義務化されたことによって、さらに解体費も上がっております。

奈井江町の場合、古い区画だと、土地の境界をはっきりさせる境界標がなくなってしまい、測量をし直さないといけないケースも多く、解体費や測量費もかさむ中で、解体に踏み切れない現状も多く見受けられます。

また、全国的に猛暑による蜂の巣の増加で、空き家に蜂の巣がつくられるケースも多いとニュースが最近見受けられました。

空き家の増加は、景観や治安の悪化、災害につながりかねません。売ることも譲渡することもできない土地建物も増える中で、今後、管理のされない空き家や所有者不明土地を増加させないためにも、空き家解体の助成について検討があるかお伺いします。

●議長

(10時47分)

答弁を求めます。町長。

●町長

解体費助成の検討をということであります。

全国的な問題として、人口減少、少子高齢化の進行によって、適切な管理が行われていない空き家が増加して、衛生上、景観上、いろんな形で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている事案が問題となっております。

当町においても、現在把握している空き家件数約160戸、平成29年のときに調査をしたときと比べても、2倍に増加しているという状況であります。

当町においては、これまで移住・定住の観点から、新築住宅の建設助成において、既存住宅の解体にも充当できるように金額設定をしておりましたが、空き家の解体のみを対象とした費用助成などは実施しておりませんでした。

空き家については、所有者の財産であることから、その管理などは所有者が責任を持って対応することが原則であります。しかし、所有者が置かれている状況は様々であり、中には解体工事費用を用意することが困難な場合、相続等により所有者が町内に在住していないがために、現状を把握できていない場合もあります。

空き家が老朽化による損傷などにより、周囲へ悪影響を及ぼしている場合には、所有者に対して対策を求めていくこととなりますが、その際に行政としても何らかの支援策を提示することで、対策を求めていくことが必要な状況になってきていると認識もして

います。

このことから、空き家等の除却などの総合的な空き家対策に取り組んで、所有者の負担を少しでも軽減しながら、土地や建物の有効活用を促進していけるよう、今、議員もご指摘がありましたけれども、国交省が所管する空き家対策総合支援事業などの補助事業の活用も視野に入れて、今年度、空き家等の対策計画を策定するとともに、解体費助成の導入を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

今さら、専門家でありますので釈迦に説法ですけれども、新しい制度・仕組みが国として設けられている中で、現実、国庫への帰属させる制度を取っても、極めて非常にハードルが高くて進捗が進んでいないのも事実であります。

何より、本当に先ほどの埋葬の補完じゃありませんけれども、行政が執行した後、何らかの形で縁故者が出てきたりしたときの民事的な整理をどうするのかという新たな課題もまた出てきたり、いろんな課題があって、国の政策としても、緒に就ついたところだと私は認識しておりますので、拙速にならず、しかしながら、少しでもニーズがある方に対しては、応えられるような施策はどうやってできるのか、それをしっかり考えていきたいと思っています。

●議長

(10時50分)

根岸議員。

●1番

そちらのほう、検討いただいているということで、今ほどありましたけれども、やはり本来であれば、建てた家を解体するのは所有者の責任であるとは思いますが、やはりこれだけ全国的に少子高齢化だったり、急激に人口減少する中で、そうは言ってもいられない現状があります。

また、奈井江町もやはり人口が毎年100人近くのペースで減少していることもあり、これからますます空き家が増えるということで、5年、10年後の空き家のペースはこれ以上にもっと増えていると思います。

ぜひ先ほどの相続の土地、国庫帰属制度も含めてですが、空き家、空き地の流通も含めて、所有者さんの負担を少しでも軽減できて、奈井江町の景観も維持できるような施策を今後も検討していただきたいと思いますので、そちらに関しては、未来の世代にも負債を残さないためにも対策を切に願いますので、これで切に願って答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これで答弁を終わらせていただきます。

●議長

以上で、根岸議員の一般質問を終わります。

●議長

引き続き、一般質問を行います。

3 番、篠田議員。篠田議員。

(3 番 登壇)

●3 番

それでは、私のほうは、町立病院の経営改善関係について、質問させていただきたいと思います。

病院の経営改善で、あり方検討委員会からの答申に基づいて、外来診療の薬局を院外調剤に切り替えるため、令和2年11月に病院敷地内の公開型プロポーザルによる保険調剤薬局を公募し、3事業所から応募があり、審査会を経て、令和3年7月1日に日本調剤奈井江薬局が開局し、現在も経営されております。

今ほど、町長の一般行政報告で報告もありましたが、令和6年診療報酬の改定で、病院と同一敷地内薬局に関する評価の見直しが行われ、今後の事業継続が難しくなり、3年間という短い期間ではありましたが、令和6年10月末をもって閉局されとのことです。

町は、この建物を活用し、令和6年7月に公開型プロポーザルを実施し、2事業所からの問合せがあったようですが、申請には至らなかったとのことであります。

外来患者数は、コロナが落ち着き、微増のようですが、人口減少とともに大きく増えることは難しく、病院経営ではいかに現状を維持していくことではないかと思われます。

お年寄り、病院敷地内にあった調剤薬局が閉局すれば、町内にある3調剤薬局に行かなければならないということで困惑しているようです。

そこでお伺いしたいのは、当初、外来診療の薬局を病院敷地内の院外薬局として公募した理由と、今回の施設を利用した、活用した公募を行った理由をまずお伺いしたい。それと、現契約書、協定書がちょっと分からないですけれども、薬局を閉局する場合は、原状復旧を事業者が負担することになっているのか。それと、住民への周知等は当然考えておられると思いますが、今朝も新聞に載ってございましたけれども、どのような対応を考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

2つ目は、病院の院長の後任についてです。

今年の3月の定例会のときにも、総括でお聞きはしましたけれど、その後の動きについて、何かあれば教えていただければと思っております。

それと、3点目は、今後の経営改善に向けた取組ですけれども、あり方検討委員会の答申ですとか、経営強化プランに基づく経営改善が基本なのは、これまでもご答弁をいただいておりますが、新たに取り組むことは考えておられるのか、この3点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

●議長

休憩といたします。

(休憩)

(1 0 時 5 6 分)

●議長

(1 0 時 5 7 分)

会議を再開いたします。

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からのご質問ですが、すみません、ちょっと質問が多岐にわたったので、順番が前後するかもしれませんが、お許してください。

まず、総論的な話をさせていただきますが、院外薬局にした理由と、敷地内薬局をしたときの公募した経過等々であります。本当にすみません、前後しますが、ご理解いただきたいと思います。

まず、国保病院の敷地内にある調剤薬局の事業所の撤退ということで、今ほど議員からもありましたし、先ほどの行政報告と重複しますけれども、10月31日の閉局とともに、12月末に土地の使用契約解除が決定したことについては申し上げたとおりであります。

これまで病院の課題でありました薬剤師の確保や経営改善を解消するため、これが議員から先ほどご質問いただいた、何で院外薬局にしたのかという理由の主たるものでありますけれども、経営の改善ということが大きなウエイトを占めます。

そういう中でこれを解消するために、院外薬局に取り組ませていただきましたし、開設後においては、患者サービスの充実、経営改善に寄与いただいていたというふうに、私もは認識をしております。そういう意味で、本当に撤退はやむを得ないと考える一方で、残念なところでもあります。

次に、公募した経過ということになろうかと思いますが、町立国保病院においては、薬剤師2名により院内薬局で入院・外来患者への調剤を行ってございましたけれども、薬剤師の退職が繰り返し発生するなど、定着に至っていないということでもあります。

そういう中で、その理由が生活環境と勤務や処遇、それぞれもろもろのことが、それぞれの薬剤師さんの年齢構成でありますとか家族構成だとかによって、事情は異なりますけれども、残念ながら長い間ずっと勤めていただく方が、なかなか見つからなかったということがありました。

それと併せて、薬剤購入などを含めた経営面においても影響を生じていることから、あり方検討委員会からの答申を受けて、それらを患者の利便性、経営改善、両方の観点

から見ても、院外薬局に踏み切ることが望ましいのかなというふうに判断をさせていただいたということです。

何よりも、そうではありますがゆえに、敷地内の院外薬局であることが望ましいという観点で取組をさせていただいたということでありまして、当時から今のことを想定して、既存の町内の院外薬局さんにとということもあったのかもしれませんが、繰り返しになりますが、やはり今まで院内で処方していたものを、少しでも利便を考えて、敷地内の院外薬局にこだわって、そしてご理解をいただいて、今があるということでありまして。その点については、ぜひご理解をいただきたいなと思っています。

そういうような状況でありますので、今後の閉局に対する対応としては、既に薬局事業所において、利用者の皆さんに口頭でありますとか紙面によって閉局の時期をお知らせするとともに、障害のある方に対しては、医療費助成で薬局の変更申請、これは道の事業であります、特定疾患だとかに対する道費の助成だとかいろんな制度がありますが、これは医療機関でありますとか院外薬局の、調剤薬局の、きちんと指定した形での支援が受けているものですから、変更があった場合は、それをちゃんと変更手続に当たって、そういう問題が発生するということを患者さんにお知らせをしなければ、ややもすると漏れてしまうかなというようなことでの意味であります。ご理解をいただきたいと思います。

そういういろんな形での想定されることに対して、事務局のほうでも誠意を持って対応させていただいています。

そして、今後も受診する方が薬の受け取りで困らないように、広報やホームページなどで周知を行うほか、院内に事前に調剤薬局に処方箋を送るためのファクス、これはかねてから設置しておりますけれども、これについても積極的に使うように指導をさせていただいているところであります。

国の制度の中で、町として取り組めること、先ほど行政報告の中でも申し上げましたけれども、特定の薬局さんに対してというようなことはできませんので、公平な立場でという意味で、町として可能な取組、側面的な支援をさせていただきたいというふうに思っています。

2点目の後任の院長であります、後任の院長については過去に取り組んで3年たちますけれども、これまでの間、北海道大学病院の呼吸器内科医局を中心にして、関係する医療機関や団体などにも、医師の採用や紹介について協力をお願いするとともに、継続的に意見交換させていただいて、状況確認をさせていただいております。

呼吸器内科医局の教授、関係医療機関から、医師確保が一層厳しさを増す中、地方での勤務を希望する医師の確保とともに、院長を任せることのできる人材を確保することは大変厳しい状況にあるということをお聞きしております。

具体的には、本年3月に関係する医療機関から紹介をいただいて、速やかに面接をさせていただき、今後の大学病院との関わりや病院運営など、いろんな検討をさせていただいた結果、残念ながら採用に至らなかった事例もございます。

また、院内においては、そういう状況ではありますけれども、院長代行を中心にして、

各セクションが意を共にして、患者の方にご負担がかからないよう工夫しながら取り組んでいるところでもあります。

院長としての医師確保は大変厳しい状況にありますが、引き続き関係機関と連携しながら、後任院長の採用に向けた努力を進めていきたいと思っております。

3点目の今後の経営改善に向けた取組についてであります。病院の経営改善に向けては、これまでもあり方検討委員会の答申を中心として、薬局の院外調剤への切替えでありますとか、眼科の診療回数の見直し、診療材料・経費の縮減など、順次取組を進めてきたところでもあります。

本年3月には、さらなる経営改善と資金不足の解消などを目的に、院内での協議を踏まえて、令和9年度までの期間とする経営強化プランを作成しております。

目標達成に向けた具体的な取組としては、病床稼働率の維持・向上をはじめ、診療報酬算定の適正化や経費削減、職員の経営意識向上に向けた情報共有など、既に実施している取組の継続に加えて、ICT活用など今後の検討事項を含めて、15項目の取組を掲げております。

本年4月から実施している主なものとしては、関係医療機関との連携を深めながら、院内においては、毎週、医師・看護師と入院患者の紹介情報を共有しながら、迅速に体制を整えて受入れに努めているところであります。

当初、解体する計画としていた医師住宅についても、関係団体との協議を行いながら、売却により収益化するなど、各セクションが経営改善の効果を一層発揮するよう、都度、内容を検討しながら推進をしております。

また、6月からの診療報酬改定に対する各セクションの協議において、患者の方への対応とともに、経営改善を含めた考えを意欲的に示しながら、昨年に引き続き、病床数50床を満床とするなど、これは本当にスタッフの努力によるものですが、これをなかなか継続することは難しいですが、まず7月だったと思いますが、満床にすることができました。町立国保病院が担う役割と経営参画への意識が、今まで以上に高まっているというふうに、私も認識をしています。

議員からご質問がありました、今後の経営改善に向けた取組として、まず、プランに掲げた事項の実践、効果の検証とともに、必要に応じた見直しを行いながら進めてまいりたいと考えております。

繰り返しになるかもしれませんが、推進に当たって職員一人一人が経営参画への意識を持ち、実践していくということが極めて肝要でありますので、情報共有と職員意識の向上に取り組みながら、院内全体でプランを実践してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(11時07分)

篠田議員。

●3番

まず、院外薬局の関係ですけれども、今、答弁いただいて、いろんな形で、何と申しますか、患者さんによっては変更手続だとか、いろんなことがあるのかなと思います。

ですから、病院の事務の方々、皆さんが患者さんに対してできることを、やっぱりきちっと対応してあげて、ほかの病院に行かないよう、なるべく町立病院に来られるような形の対応を取っていただければなと思います。

それと、ファクスも知っておられる方は知っているんですけれども、知らない方も結構おられるんですね。あそこに設置がされているということ。

ですから、これらの部分、処方箋をお年寄りに、自分が行く薬局にファクスをしないと言っても、できない方もおられると思いますので、ぜひそういう部分についてはお手伝いをしてあげるというか、サポートをしてあげるなどの対応をしていただければなと思っております。

それと、後任の院長の件ですけれども、いろいろと北大も一生懸命対応してくれるのは重々、今の答弁の中でも分かりますけれども、ただ、１点お聞きしたいんですけれども、今ほど住宅の件ありました。

医師住宅が公募もされていなかったのではないかな。いつの間にか何か共奏ネットさんに売買したとお聞きをします。医師住宅はたしか４棟あるのかなと思います。４棟のうち２棟は、今勤務されているお医者さんが入居されており、１棟は地域活性化起業人の方が入居されているのかなと思います。院長が入居していた住宅と、起業人が入居されている住宅が売買されたようなんですけれども、いくらで売買されたのか。

それと、土地は町の所有ですよ。土地も含めてなのか。

それと、なかなか後任の院長、決まらないのでしょうかけれども、院長が来られるとなったときには、どのような対応になっていくのかなということを、まずお聞きをしたいなと思っております。

●議長

(1 1 時 1 0 分)

町長。

●町長

再質問にお答えをしますが、ファクスだとかその辺については、今職員ができるだけ対応しておりますし、これからも継続していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

医師住宅の売却でありますけれども、今ほど申し上げた経営強化プランの実践に努めているところであって、このプランの中でも、使用していない資産老朽化や現状維持管理の観点から解体をする計画をしていたところなんですけれども、共奏ネットワークで、これをゲストハウス事業などとの関係で活用できないかということで整理をさせていただきました。

そのような形で収益化を図ったということで、売却額は、別々に申し上げます。院長住宅が４４４万４，０００円。企業人が、今入居している医師住宅が２４０万

9,000円。合わせて685万3,000円であります。

土地は、今、議員ご指摘のとおり、奈井江町の資産ということであります。これは土地は含めておりません。

院長が決まった場合どうするんだということですが、これは協議の中で、院長の住居に関して整理をさせていただきました。院長の採用がなったという場合においては、医師住宅を今度共奏ネットから賃貸をして、病院として家賃を払って確保するという形での協議を進めておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(11時12分)

篠田議員。

●3番

院長が決まって住宅となったとき、今ほど答弁ありましたけれども、そのことはまた後ほど検討していくべきでないかなとも思われますので、その点については分かりました。答弁についてはよろしいです。

それと最後に、やっぱり病院経営、どこの病院もそうでしょうけれども、人口減少等による患者数の減少ですとか、物価の高騰や労務単価の上昇等、取り巻く環境は厳しさを増しております。

当病院においても、常勤医の減で開放型病床が利用休止となっておりますが、地元医師会との病診連携事業は継続されております。地域医療の確保には、当病院と地元医師会との病診連携は不可欠ではないのでしょうか。いま一度、連携強化に向けて、当町には地域医療連携運営委員会というものも立ち上げてあります。これらの中で情報を共有し、協議すべきことは協議をしながら取り組んでいくことが、町立病院においても、外来の患者だけでなく、病床、先ほども言っていましたように、満床にするというのはなかなか難しいことだと思います。

開業医の先生方と一緒にあって、安心な医療の提供ですとか、病診連携をやることによって、町立病院の経営改善にもつながっていくのではないかと思います。最後にこの点にだけついて、もう一度お聞きしたいなと思います。

●議長

(11時14分)

町長。

●町長

医師会の部会ということになるんですが、その連携をしっかりとないしということだと思っておりますが、今、方波見基雄先生を会長として、運営委員会こそ、先生と協議をしながら開催をしておりますけれども、それぞれ先生と情報をしっかりと共有させていただいていますし、また岸本先生、歯科医の先生、それぞれとも情報をしっかりと

共有させていただいておりますので、開催の必要があれば当然開催をしてみたいし、その都度協議を進めていただいて、おかげさまで意思の齟齬はないというふうに認識をしております。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

この時計で25分まで休憩いたします。

(休憩)

(11時15分)

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(11時25分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6、報告第1号「令和6年度に公表する健全化判断比率について」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案の1ページをお開きください。

報告第1号「令和6年度に公表する健全化判断比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和6年9月6日提出、奈井江町長。

令和6年度に公表いたします健全化判断比率については、令和5年度決算に基づき算定され、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字は生じていないことから該当なしであります。

また、公債費の負担を示す実質公債費比率については9.1%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については81.0%であり、いずれの比率につきましても、早期健全化基準を下回っております。

以上、健全化判断比率について報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みといたします。

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(11時26分)

●議長

日程第7、報告第2号「令和6年度に公表する資金不足比率について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案の2ページをお開きください。

報告第2号「令和6年度に公表する資金不足比率について」。

地方公共団体への財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和6年9月6日提出、奈井江町長。

令和6年度に公表いたします資金不足比率については、令和5年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、下水道事業会計では資金不足は生じておりません。病院事業会計では、資金不足比率13.9%となりましたが、早期健全化基準20%を下回っております。

以上、資金不足比率について報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みといたします。

日程第 8 報告第 3 号の上程・説明・質疑

(1 1 時 2 8 分)

●議長

日程第 8、報告第 3 号「令和 6 年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 3 ページをお開きください。

報告第 3 号「令和 6 年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出、奈井江町長。

本件については、別冊資料のとおり、教育委員会からの報告に基づき、提出をしております。

内容につきましては、教育委員会事務局長より説明いたしますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

第 3 回定例会ご出席、お疲れさまでございます。

別冊にて配付しております、令和 6 年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書につきまして、ご報告をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

本報告書は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものであり、7 月 9 日に開催しました外部評価会議における意見を報告書としてまとめたものであります。

1 ページ下段に記載しておりますが、委員からは全体を通して高い評価をいただいたところでありますので、各種事務事業の外部評価委員の附帯意見について、主立ったものについて報告をさせていただきます。

3 ページをお開きください。

項目 1「学校教育を充実します」から 8 ページにわたり、子どもの教育関係事業について記載をしており、最初に 4 ページ中段に記載しております外部評価会議の意見では、I C T 教育に対して主流になるので、A I 型の学習教材等を学習場面に応じて大いに活

用してほしいというご意見のほか、タブレットの活用では、必要性に応じてデジタル媒体と紙媒体を組み合わせた「いいとこ取り」による学習教材の活用を期待するなどの意見をいただいております。

５ページをお開きください。

下段に記載の意見では、社会科副読本の活用方法として、町のホームページに掲載し、改訂前との比較や二次元コードを利用した動画紹介を行って、一般の方も利用できるように検討してほしい。スクールカウンセラーに対しては、カウンセリング案件は不登校によるものであり、重大な案件はないということだが、今後もより深刻にならないような対応や、不登校から学校に戻ってこられるようなサポートをしてほしいというご意見をいただいております。

７ページをお開きください。

下段に記載の意見では、就学援助に対して、金銭的な援助のほか、使用しなくなった学用品や学生服等のリサイクルができる仕組みがあればよいのではないかと。奈井江商業高校の支援に対しては、生徒の学びを第一に考えて、閉校となる令和９年度いっぱいまでしっかり継続していただきたいとのご意見をいただいております。

次に、８ページ下段になりますが、芸術・音楽観賞会に対して、子どもたちが近距離で生の演奏を感じ、教科書だけでは教えられない、よい刺激を与えられる機会なので、今後も必要な予算を確保して提供してほしい。また、町長と語る会では、町長と直接会って意見交換できる機会になるので継続してほしいとのご意見をいただいております。

９ページをご覧ください。

項目６の「生涯学習活動を推進します」から１１ページにおいて、生涯学習関連事業について記載をしております。

１０ページの記載の意見では、公民館講座に対して、参加人数が少なくても文化活動の機会提供を続けてほしい。読書活動では、ブックスタートでも本の選択ができることで関心や興味を持ち、図書館に足を運ぶきっかけとなるので継続してほしいとの意見をいただいております。

１１ページをお開きください。

上段の生涯スポーツの推進に関する意見では、コンディショニング教室は近隣でここまで充実した指導がなく、非常によい事業なので継続してほしいし、もっと活動を知ってもらい、そして広がってほしいとのご意見のほか、体育館のトレーニング室は日中非常に暑いので、冷房設備を整備してほしい。

また、ウォーキングを若い世代にも普及させる方法として、スマホのウォーキングアプリを活用した事業を展開してほしいとの意見をいただいております。

次に、下段に記載の芸術文化の推進での意見では、自主事業のほかに地域おこし協力隊や団体によるコンチェルトホールでの芸術文化事業を展開して、関係人口の増加につながる取組となることを期待したいとの意見をいただいております。

以上が、令和６年度教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告でございます。

各項目における外部評価委員からいただいた意見を受け止め、今後、事業内容の充実

や改善に役立てながら、教育行政を推進してまいりたいと考えております。

以上、報告書の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第3号を報告済みといたします。

日程第9 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時34分)

●議長

日程第9、議案第2号「奈井江町児童館設置条例を廃止する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の19ページをお開きください。

議案第2号「奈井江町児童館設置条例を廃止する条例」。

令和6年9月6日提出、奈井江町長。

本案につきましては、北町児童館を閉館するに当たり、当町における児童館がなくなることを受け、条例を廃止するものであり、併せて議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正するものとし、令和6年10月21日から適用するものであります。

詳細につきましては、担当参事よりご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

第3回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

私のほうから、議案第2号「奈井江町児童館設置条例を廃止する条例」についてご説明いたします。

本案につきましては、北町児童館を本年10月21日から廃止することといたしたく、提案するものであります。

北町児童館につきましては、昭和49年に建設され、築50年を経過し、耐用年数の22年を大幅に経過しており、これまでも必要な改修等を行い、維持管理をしてまいりましたが、老朽化が著しく、利用者の安全確保が困難となる可能性があります。

本年に入りまして、北町連合区や連合区長会議で状況をご説明するとともに、利用児童から意見聴取し、子ども・子育て会議において検討を行った結果、冬季を迎える前に児童館を廃止することについて協議が整ったところであります。

また、児童館の廃止に伴い、子どもの居場所・遊び場所をどのように確保するか検討を重ねてまいりましたが、今後におきましては、旧保健センターの2階を児童館機能の一部を踏まえた子どもの居場所として、11月上旬より事業展開していきたいと考えております。

以上、奈井江町児童館設置条例を廃止する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。3番、篠田議員。

●3番

今ほど北町児童館の経過についてご説明もありましたので、それは重々理解しますけれども、50年もたっていますから、これを直すとなったら、かなりな形になってくるでしょうから、それはいいですけれども、代替というか、要は、旧保健センターの2階を活用されるというお話ですけれども、それは当面なのか。また今後、児童館や何かの部分、児童館条例は廃止にされますけれども、それらの部分、別なものを検討していくとか、その辺についてどのように考えておられるのか。一時的なものか、恒久的なものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

●議長

保健福祉課参事。

●保健福祉課参事

ただいまの児童館機能の維持についてというご質問だと思いますが、今のところ、この児童館が建設された当時は、子どもの遊び場所は、公園や児童館が主なものになっていたかなというふうに思っております。

50年を経過しながら、子どもの居場所といたしましては、「みなクル」ですとか、あと「ななかま」公設塾ですとか、学童保育も整備しているというような状況の中で、

子どもの居場所が増えているといった状況もございますので、保健センターの2階は、1つの居場所、遊び場所というふうに考えておりまして、当面の間、この場所はきちんと職員も配置しながら運営をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長

ほかに質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は地方自治法第244条の2第2項の規定により、特別多数議決の案件でありますので、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

また、この場合は議長も表決権を有します。

表決権を有する、ただいまの出席議員は9名であります。

これより、議案第2号を起立により採決いたします。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

●議長

ご着席ください。

起立9名であります。議案第2号は、3分の2以上の賛成者がおりましたので、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時40分)

●議長

日程第10、議案第1号「令和6年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の4ページをお開きください。

議案第1号「令和6年度一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ2,419万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ57億8,434万5,000円としております。

令和6年9月6日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について歳出より説明いたしますので、11ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、その他一般行政に要する経費で、手数料29万9,000円を追加計上。奈井江版生涯活躍のまちに要する経費で、事業費の精査及び予算科目の組替えを行い、100万円を減額計上。

下段、10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金で550万円を追加計上しております。

12ページ、3款1項1目の社会福祉総務費、障害者支援に要する経費では、令和5年度分の精算による国・道負担金等の償還金859万6,000円を追加計上。低所得者支援及び定額減税補足給付金に要する経費では、給付金の見込み精査により、交付金455万円を追加計上。

下段、2項1目の児童福祉総務費、障害児通所支援に要する経費では、令和5年度分の精算による国・道負担金等の償還金182万6,000円を追加計上しております。

13ページ、3款2項2目の児童措置費では、児童手当の支給に要する経費で、制度改正に対応するための事務費14万8,000円を追加計上。

中段、3目児童福祉施設費では、児童館の管理運営に要する経費で、北町児童館の窓雪止め設備の設置に伴う修繕料22万3,000円を追加計上。

下段から14ページにわたります、4目の認定こども園費では、絵本及び保育用品等の購入費用、高圧受電設備の修繕料、合わせて103万5,000円を追加計上しております。

7款1項1目の商工業振興費では、交流プラザみなクルの管理運営に要する経費で、交流サロンに設置しているエアコンの修繕料12万9,000円を追加計上。

4目の地域交流センター費では、テナントスペース及び地下室の照明器具修繕料25万1,000円を追加計上しております。

下段から15ページにわたります、10款1項2目の事務局費では、公設学習塾に要する経費で、地域おこし協力隊の着任に伴う事業費76万円を追加計上。2項1目の小学校費・学校管理費では、その他小学校の管理事務に要する経費で、ネットワーク環境に関する調査委託料73万7,000円を追加計上。

下段から１６ページにわたります、３項１目の中学校費・学校管理費においても同様に、委託料７３万７,０００円を追加計上、５項５目の文化ホール費では、誘導灯本体３台分の修繕料４０万７,０００円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、９ページをお開きください。

１５款２項１目の総務費国庫補助金では、デジタル田園都市国家構想交付金５万３,０００円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金４５５万円を追加計上。２目の民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援交付金４８万７,０００円を追加計上。５目の教育費国庫補助金では、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金４９万１,０００円を追加計上しております。

中段、１７款２項４目の有価証券売却収入では、所有する有価証券の株式併合により生じた、端数株式の処分代金８万８,０００円を追加計上。

下段から１０ページにわたります、１８款寄附金では、佐々川俊寛様、匿名希望の方１名からのご寄附及び企業版ふるさと納税により、５７０万円を追加計上。

１９款１項１目の地域振興基金繰入金では、ご寄附を頂いた方のご意向に沿い、認定こども園における絵本及び保育用品等の購入財源として、５０万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差１,２３２万９,０００円については、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第１号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案一括上程

(1 1 時 4 7 分)

●議長

日程第 1 1

認定第 1 号「令和 5 年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「令和 5 年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「令和 5 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「令和 5 年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「令和 5 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明は大綱説明といたします。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書は 20 ページになります。

認定第 1 号令和 5 年度一般会計決算の概要について説明いたします。

説明につきましては、奈井江町一般会計等決算資料により行いますので、資料の 2 ページをお開きください。

令和 5 年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額 68 億 9,515 万 9,000 円、歳出総額 67 億 5,063 万 4,000 円、歳入歳出差引き 1 億 4,452 万 5,000 円となり、翌年度に繰り越す財源 11 万 9,000 円を差し引き、実質収支額は 1 億 4,440 万 6,000 円であります。

歳入につきましては、前年度比 10 億 8,345 万 7,000 円、18.6%の増となっております。歳出につきましては、前年度比 10 億 8,602 万 6,000 円、19.2%の増となっております。

次に、議案書では 21 ページになります。

認定第 2 号令和 5 年度国民健康保険事業会計決算の概要について、同じく資料 2 ページにより説明いたします。

令和 5 年度の決算額は、歳入総額 2 億 1,774 万 6,000 円、歳出総額 2 億

1,074万7,000円、実質収支額699万9,000円となっております。

歳入につきましては、前年度比2,237万2,000円、11.5%の増となっております。歳出につきましては、前年度比2,130万7,000円、11.2%の増となっております。

次に、議案書では22ページになりますが、認定第3号令和5年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について、同じく資料2ページにより説明いたします。

令和5年度の決算額は、歳入総額1億306万4,000円、歳出総額1億297万2,000円、実質収支額9万2,000円となっております。

歳入につきましては、前年度比79万円、0.8%の増となっております。歳出につきましては、前年度比78万2,000円、0.8%の増となっております。

次に、議案書では23ページになります。

認定第4号令和5年度下水道事業会計決算の概要について、同じく資料2ページにより説明いたします。

収益的収支では、収入4億2,340万1,000円、支出3億6,637万6,000円となり、当年度純利益は5,702万5,000円となっております。

資本的収支では、収入2,849万3,000円、支出2億5,414万2,000円となり、2億2,564万9,000円の財源不足は、損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、令和5年度につきましては、単年度実質収支では、339万1,000円の黒字となっております。

続きまして、議案書では24ページになります。

認定第5号令和5年度国民健康保険病院事業会計決算の概要について、同じく資料2ページにより説明いたします。

収益的収支では、収入8億2,187万8,000円、支出8億487万4,000円となり、当年度純利益は1,700万4,000円となっております。

資本的収支では、収入9,589万8,000円、支出1億3,804万2,000円となり、4,214万4,000円の財源不足は、一時借入金で補填いたしました。

なお、令和5年度につきましては、単年度実質収支では890万2,000円の赤字、5年度末の繰越実質収支では6,792万6,000円の赤字となり、同額が資金不足額となっております。

以上、令和5年度の5会計の決算概要について、一括して説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

監査委員の審査報告

(11時53分)

●議長

ここで、監査委員に審査の結果報告を求めます。山口代表監査委員。

●代表監査委員

議長の許可をいただきましたので、令和5年度の監査結果をご報告いたします。

初めに、一般会計、特別会計です。

意見書1ページから2ページの審査年月日・場所、2、審査の対象、3、審査の着眼点、4、審査の方法及び範囲については、記載のとおりですので省略させていただきます。

審査に付された令和5年度の各会計の歳入歳出とも、関係諸帳簿等と照合し、慎重に審査したところ、計数等に誤りがなく、予算の執行及び事務処理、財産管理はおおむね適正であり、妥当であると認めたところであります。

各会計の決算の状況については、記載のとおりですので省略します。

審査の意見についてであります。一般会計においては、町税及び使用料等について、債権管理条例に基づき、適正に処理されておりました。引き続き、歳入確保に向け、一層の努力を望むものであります。

歳出においては、適正な財政計画の下に予算編成がされ、執行において効率性を考慮したと認められますが、一部の執行において多額の不用額が発生していることから、今後においては、適切な予算精査と執行に努めていただきたいと思います。

次に、特別会計において、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計では、事業の健全な運営を確保するためにも、一層収納率の向上に努めていただきたく、お願いいたします。

続きまして、公営企業会計であります。

初めに、下水道事業会計です。

意見書1ページの審査年月日・場所、審査の対象、審査の着眼点、審査の方法及び範囲については、記載のとおりですので省略させていただきます。

審査に付された令和5年度の下水道事業会計は、関係諸帳簿等と照合して慎重に審査したところ、計数等に誤りがなく、事業の執行及び事務処理、財産管理は適正であり、妥当であると認めたところであります。

決算の状況については、記載のとおりですので省略いたします。

審査の意見であります。今後も効果的な事業の実施による健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

次は、町立国民健康保険病院事業会計です。

意見書5ページの審査年月日・場所、審査の対象、審査の着眼点、審査の方法及び範囲については、記載のとおりですので省略させていただきます。

審査に付された令和5年度の町立国民健康保険病院事業会計につきましては、関係諸帳簿等と照合して慎重に審査したところ、計数等に誤りがなく、予算の執行及び事務処理、財産管理は適正であり、妥当であると認めたところであります。

決算の状況については、記載のとおりですので省略いたします。

審査の意見であります。地域医療を取り巻く環境は大変厳しい中、総体的に経営努力が伺えます。今後も、地域医療構想による地域の医療動向に沿った経営に取り組むと

ともに、令和５年度に策定した経営強化プランによる持続可能な病院経営の確立と安心な医療の提供に努めていただきたくお願いいたします。

以上で、令和５年度決算審査報告とさせていただきます。

●議長

監査委員の審査報告を終わります。

(１ １ 時 ５ ８ 分)

●議長

これより、５議案に対する大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

決算特別委員会の設置

(１ １ 時 ５ ８ 分)

●議長

お諮りします。認定第１号、第２号、第３号、第４号、第５号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また、地方自治法第９８条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。認定第１号から認定第５号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また地方自治法第９８条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査をすることに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま付託されました認定第１号から認定第５号については、会議規則第４５条第１項の規定により、９月１２日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。認定第1号から認定第5号につきましては、9月12日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

特別委員会正副委員長互選のため、しばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会の正副委員長互選)

(11時59分)

(特別委員会の互選結果報告)

(12時02分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長に報告をさせます。事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告を申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大関副議長、副委員長には石川議員でございます。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。決算審査特別委員会の委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することに決定をいたしました。

(12時03分)

散会

●議長

お諮りします。9月7日から9月12日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため、休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。委員会開催及び議案調査のため、９月７日から９月１２日までの６日間は休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

なお、１３日は午前１０時より会議を再開いたします。

では、皆さん、大変ご苦労さまでした。

(1 2 時 0 4 分)

令和6年第3回奈井江町議会定例会

令和6年9月13日（金曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第2号）

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 認定第 1号 令和5年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第 2号 令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第 3号 令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第 4号 令和5年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第 5号 令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 3 | 議案第 7号 町有財産の処分について |
| 第 4 | 議案第 6号 令和6年度奈井江町一般会計補正予算（第4号） |
| 第 5 | 議案第 3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 第 6 | 議案第 4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 7 | 議案第 5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第 8 | 意見案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 第 9 | 会議案第1号 議員の派遣承認について |
| 第10 | 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について |
| 第11 | 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について |
| 第12 | 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について |

○出席議員（９人）

1 番	根 岸 一 志	2 番	星 厚 早
3 番	篠 田 茂 美	4 番	遠 藤 共 子
5 番	石 川 正 人	6 番	大 矢 雅 史
7 番	笹 木 利津子	8 番	大 関 光 敏
9 番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第 1 2 1 条により出席した者の氏名（1 4 名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	辻 脇 泰 弘
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	杉 野 和 博
産 業 観 光 課 参 事	石 塚 俊 也
町 立 病 院 参 事	松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事	鈴 木 久 枝
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町民生活課長兼会計管理者	田 中 恵
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
教育委員会事務局長	遠 藤 友 幸
保健福祉課課長補佐	辻 脇 真理子
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2 名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真由美

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会の最終日のご出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、3 番篠田議員、4 番遠藤議員を指名いたします。

日程第 2 5 議案一括上程・報告

(1 0 時 0 3 分)

●議長

日程第 2、

認定第 1 号「令和 5 年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「令和 5 年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「令和 5 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「令和 5 年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「令和 5 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5 議案を一括議題といたします。

5 議案につきましては、決算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読をさせます。事務局長。

●事務局長

私のほうから報告をいたします。

特別委員会審査報告書。

決算審査特別委員長より、下記のとおり決算審査特別委員会審査報告書の提出があったので、これを付議する。

令和6年9月13日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、決算審査特別委員会。

議件名、認定第1号「令和5年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和5年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」。

(1) 審査の経過、委員会開催日は9月9日、10日です。

(2) 審査の期間、本定例会会期内。

(3) 審査の結果、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号を認定することに決定した。

以上でございます。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。8番大関議員。

(8番 登壇)

●8番

それでは、令和5年度に関する決算審査特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

令和6年9月6日の第3回定例会において付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の審査を行うため、9月9日、10日の両日、役場議場において、提出された決算書並びに関係資料と各担当課の説明を求めながら、慎重に審査を実施したところであります。

最初に審査の結論を申し上げますと、認定第1号「一般会計」、認定第2号「国民健康保険事業会計」、認定第3号「後期高齢者医療特別会計」、認定第4号「下水道事業会計」、認定第5号「病院事業会計」の決算について、全て全会一致をもって認定されました。

併せて、監査委員の決算審査意見書についても、適切であるとし、承認することに決定いたしました。

依然として地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい状況の中、令和5年度は、第6期まちづくり計画後期実施計画の4年目の年でありましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策とともに、着実に実施し、計画的かつ効率的な財政運営の結果、病院事業会計を除く4会計は、実質赤字等の発生はしておらず、実質赤字比率、連結実

質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率においても健全財政を堅持されていることを評価するものであります。

病院事業会計については、資金不足比率が13.9%、単年度実質収支は赤字となりましたが、あり方検討委員会の答申を基本に各種費用の削減に努めており、さらなる経営改善に期待するものであります。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして、ご報告申し上げます。まず最初に、一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税をはじめ、各使用料、そして他会計ではありませんが国保税、企業会計の下水道使用料や医療費等の徴収においても、職員の日々の努力を評価するものであります。引き続き、個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け、努力願いたい。

また、寄附金については、町税や地方交付税の増加が見込めない中、町の大変貴重な自主財源であるので、今後もふるさと応援寄附金の返礼品や「奈井江町」が目に残るようなPR方法など、一層の創意工夫を願いたい。

次に、一般会計歳出についてであります。

定住対策では、住宅取得助成や賃貸住宅の家賃助成など、子育て世代を中心に本町へ転入いただいていることは、大変喜ばしいことであります。これは施策の充実による成果だと思いますので、引き続き定住支援のPRを積極的に行っていただきたい。

また、空き家の増加も見られることから、空き家の利活用等についても検討していただきたい。

定住対策は、まちづくりの重要な施策の1つでありますので、今後も、評価・検証を行うとともに、移住された方の声も参考とし、より良いまちづくりに反映されることを期待します。

次に、地域交流センターについてです。

防災の拠点になったことや町の数少ない観光施設でもあるので、より一層のにぎわいを期待します。

また、道の駅の管理については、指定管理者と協議の結果、合意に至らず未支出となったものがあるので、速やかに解決に努めていただきたい。

次に、旅費についてであります。

観光需要の回復やホテル側のコスト増などによる宿泊料金の高騰により、現在の条例に規定されている宿泊料が実態と合わなくなっていることから、旅費の見直しについての検討を願いたい。

次に、不登校児童・生徒についてであります。

不登校問題については、深刻なケースに発展する前に本人や家庭の状況を把握した上で適切な支援や働きかけが必要と思われるので、より一層、保護者が気軽に相談できる体制を整えていただきたい。

次に、公営企業会計についてであります。

下水道事業会計では、令和5年度より地方公営企業法を適用したことにより、町民の

恒久的財産である下水道施設を適正に維持するため、その企業的性質を生かしながら、より一層の経営の効率化・健全化に努めていただきたい。

町立国保病院会計では、人口減少、高齢化による患者数の減少など、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の安定した医療の確保など、経営努力は評価するところではありますが、依然として厳しい経営状況であります。

町立国保病院は、町民の健康の核となる施設であり、引き続き、地元医歯会、近隣公立病院との連携を推進し、安心な医療の提供に努めていただきたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたが、委員会審議において出された意見要望も含めて、十分検討され、対応されるよう、望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

認定第1号の討論・採決

(10時09分)

●議長

認定第1号「令和5年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第2号の討論・採決

(10時10分)

●議長

認定第2号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第3号の討論・採決

(10時10分)

●議長

認定第3号「令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第4号の討論・採決

(10時11分)

●議長

認定第4号「令和5年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第5号の討論・採決

(10時12分)

●議長

認定第5号「令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第３ 議案第７号の上程・説明・質疑・討論・採決

(１０時１２分)

●議長

日程第３、議案第７号「町有財産の処分について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

定例会最終日、ご出席お疲れさまでございます。

それでは、追加議案２９ページをお開きください。

議案第７号「町有財産の処分について」。

下記のとおり財産を処分するため、地方自治法及び、奈井江町財産及び契約に関する条例の規定により、町議会の議決を求める。

令和６年９月１３日提出、奈井江町長。

本案は、空知団地の第２工区Ａ―１区画について、本町で新たに太陽光発電事業を行う企業の事業用地として売却するものであります。

記といたしまして、１、処分する財産は、所在が奈井江町字茶志内９３４番１６ほか２筆、地目は雑種地、面積は１万４７９．８８平方メートルであり、所在地等の詳細は次ページに記載のとおりであります。

２、処分目的は、処分相手方の事業用地として売却するものであり、３、処分金額は９３２万７、０００円であります。

４、処分の相手方については、東京都港区六本木、ＧＶＳＪ１１合同会社であります。

なお、処分用地については、９月３日に土地売買仮契約を締結しており、用地取得後、太陽光発電事業所の建設を計画しております。

以上、議案第７号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

日程第4、議案第6号「令和6年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、追加議案の25ページをお開きください。

議案第6号「令和6年度一般会計補正予算(第4号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出の総額を増減なしとし、予算の総額をそれぞれ57億8,434万5,000円としております。

令和6年9月13日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について説明いたしますので、28ページをお開きください。

17款2項1目の不動産売払収入では、今ほど議決をいただきました空知団地の譲渡代金932万7,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差932万7,000円については、財政調整基金繰入金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第5、議案第3号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで暫時休憩といたします。

(休憩) (教育長 退席)

●議長

会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

議案書 19—1 ページをお開きください。

議案第 3 号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」。

奈井江町教育委員会教育長、相澤公氏が令和 6 年 10 月 15 日付をもって任期満了となるので、引き続き相澤氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、町議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出、奈井江町長。

相澤氏の履歴につきましては、次ページに掲載をしております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件でありますので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 3 号について採決をいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

(休憩) (教育長 入室)

(10 時 19 分)

日程第 6 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 19 分)

●議長

会議を再開いたします。

日程第6、議案第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書19—3ページをお開きください。

議案第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」。

奈井江町教育委員会委員、堀美鈴氏が令和6年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に塩田邦恵氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

令和6年9月6日提出、奈井江町長。

なお、塩田氏の履歴につきましては次ページに掲載しております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件でありますので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第7 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第7、議案第5号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書19—5ページをお開きください。

議案第5号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」。

奈井江町教育委員会委員、林知孝氏が令和6年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に山本和樹氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

令和6年9月6日提出、奈井江町長。

なお、山本氏の履歴につきましては次ページに掲載しております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件でありますので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第8 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時22分)

●議長

日程第8、意見案第1号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第1号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」。

上記事件について、国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望したい。

令和6年9月13日提出。提案者、奈井江町議会議員、石川正人。賛成者、同じく、笹木利津子、同じく、篠田茂美。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣でございます。

次のページをお開きお願いいたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

前文を省略いたします。

記といたしまして、1つ目、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2つ目、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の促進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内に早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3つ目、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4つ目、国土強靱化事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗

装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5つ目、冬期交通における安全性の確保、通学路の安全、交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6つ目、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年9月13日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。5番石川議員。

●5番

提案者としての補足を、補足説明をいたします。

本道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有し、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しております。

しかし、道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えております。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、安定した物流や広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠であり、加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要であります。

そのためには、地方財政が依然として厳しい中ではありますが、道路整備や管理に必要な予算を安定的に確保することが重要であります。

よって、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層することを国に求めるため、本意見書を提案するものであります。

全議員のご賛同、よろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第9 会議案第1号の上程・承認

(10時29分)

●議長

日程第9、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議員の派遣承認について」。

下記日程のとおり議員を派遣したいので、承認を求める。

令和6年9月13日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議会懇談会派遣について。

(1) 派遣先、奈井江町役場。

(2) 期日、令和6年10月23日水曜日。

(3) 派遣議員、全議員。

(4) 経費、なしでございます。

以上でございます。

●議長

本案は、提案のとおり承認することといたしたいと思います。

なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任をお願いをいたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 10 調査第 1 号の上程・付託

(10時30分)

●議長

日程第 10、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」。

議会運営委員長より、地方自治法第 109 条第 3 項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議する。

令和 6 年 9 月 13 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含みます）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。

調査期間、次期定例会までです。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 11 調査第 2 号の上程・付託

(10時31分)

●議長

日程第１１、調査第２号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第２号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より、地方自治法第１０９条第８項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議する。

令和６年９月１３日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名は「まちづくり常任委員会」です。

調査番号及び調査事項についてですが、調査第１号、鳥獣被害対策について（現地調査を含む）、調査第２号、子育て支援センター及び認定こども園の管理運営について（現地調査含む）、調査第３号、下水道の維持管理について（現地調査を含む）。

調査日程につきましては、３日間以内といたします。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第１２ 調査第３号の上程・付託

（１０時３３分）

●議長

日程第１２、調査第３号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第３号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より、地方自治法第１０９条第８項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議す

る。

令和6年9月13日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。

調査期間、次期定例会までです。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了となりました。

これにて、令和6年奈井江町議会第3回定例会を閉会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時34分)